

# 介護老人保健施設 宇治徳洲苑 訪問リハビリステーション

## (予防)訪問リハビリステーション 運営規程

### (事業の目的)

医療法人徳洲会が設置する宇治徳洲苑 訪問リハビリステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定(予防)訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「訪問リハビリテーション従業者」という。)が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定(予防)訪問リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況や病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションその他を行うことにより、利用者の心身の維持回復を図るものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとする。

3 前2項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの人員等の基準に関する条例(平成 24 年京都府条例第27号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 医療法人徳洲会 宇治徳洲苑 訪問リハビリステーション

(2) 京都府宇治市槇島町石橋 145 番 9 階

### (職員の職種、職務及び員数の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、職務及び員数の内容は次のとおりとする。

1) 管理者(医師) 常勤 1 名(利用者の医学的管理を行う)

2) 理学療法士 常勤 1 名(機能維持及び向上を目指した日常生活動作訓練)

3) 作業療法士 常勤 1 名(機能維持及び向上を目指した日常生活動作訓練)

指定(予防)訪問リハビリテーション事業従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画書に基づき、指定(予防)訪問リハビリテーション事業のサービスの提供に当たる。

### (営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 水曜日

ただし、12月31日～1月3日まで及び祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午前12 時

(利用料等)

第6条 指定(予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定(予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、個々の負担割合証に記載されている割合の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

3 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

5 利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者又はその家族に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定(予防)訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定(予防)訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は宇治市小倉町、宇治市槇島町、宇治市伊勢田町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 指定(予防)訪問リハビリテーションを提供により事故が発生した場合は、京都府、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

2 利用者に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。うち、1回は夜間、又は夜間想定訓練とする。また、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を行い、研修、訓練(シミュレーション)を行う。

(苦情処理)

第11条 指定(予防)訪問リハビリテーション事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した訪問リハビリテーションサービスに関し、京都府条例第30号第37条第2項の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定(予防)訪問リハビリテーション事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

事業所は、サービス提供中に、当該施設又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを京都府、市町村に報告するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、介護老人保健施設サービスに関する記録を整備し、指定(予防)訪問リハビリテーション事業を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は 法人と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

令和5年2月10日 改訂

令和6年4月1日 改訂